



平成 20 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ソルコム  
代表者名 代表取締役社長 松本剛平  
(コード番号 1987 東証第二部)  
問合せ先 取締役経理部長 内山昭夫  
(TEL 082-504-3300)

### 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ）として、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することについて以下に記載のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、平成 19 年 12 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 に記載のとおりです。また、現時点において、当社株券等の大規模買付行為等を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

本対応方針は、本日付で効力を生じるものとしませんが、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本対応方針の有効期間の延長の可否に関する議案を、株主の皆様にお諮りし、ご承認いただけない場合には、その時点で廃止されます。

#### ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性と企業価値の源泉を、十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

昨今、対象となる会社の経営陣、及び株主と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより当社は、大量の株式買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量の株式買付行為の提案に応じるか否かの判断は、当該株式会社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大量の株式買付行為の中には、その目的から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に反するものも少なくありません。

当社は、このような株式買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## ・基本方針の実現に資する取組み

### 1．企業価値向上への取組み

当社は、目覚ましいスピードで技術革新が進む情報通信分野において「『お客さまからの信頼』を最優先に、時代の変化に即応し、先進の技術と豊かな創造力により、地域社会の発展に貢献します」を『企業理念』に掲げ、情報通信設備構築の一翼を担う企業として、日々研鑽を続け、発展してまいりました。また、事業の展開に当たりましては、以下を経営方針としております。

- ・お客様の信頼確保
- ・事業構造・収益構造の改善
- ・競争力・現場力の強化
- ・安全確保と健康増進

当社の主な事業領域であります情報通信分野では、情報通信市場の急速な発展に伴い多様化・複合化するニーズにお応えするためのF T T Hをはじめとするブロードバンドサービスの更なる進展が一段と加速しております。これに伴い、通信事業者と電力系事業者、C A T V事業者間でサービス・価格両面で利用者獲得の熾烈な競争が繰り広げられています。

このような環境の中、当社では

- ・ソルコムグループの企業価値向上のため、「安定的成長」を目指す
- ・総合エンジニアリング企業として、世の中の変化に対応できる「人材の育成・確保」を目指す

を基本課題として経営方針を具現化する努力を傾注することとしております。

当社は、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、基本課題の達成を実現することを目指しており、これらの基本課題に対し、永年に亘り蓄積されたノウハウと高い技術力を駆使した既存事業の更なる強化、I T事業・ソリューションビジネスの積極的展開、多くのお客様との日々の対応を活かした「地域密着ビジネス」の拡大、またソルコムグループの経営資源を再配分し事業運営を効率化することなどによる経営基盤の確立、施工技術の普及・習得及び公的資格・認定資格の更なる取得による現場力の強化などをグループ一丸となって実行することにより、企業業績の向上、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上につながり、基本方針の実現に資するものと考えております。

### 2．コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、法令の遵守に基づく企業理念の重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と、経営の効率性及び透明性を向上し、企業価値を高めることを基本的方針としています。

その実現のために、現在の株主総会、取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を十分活用するほか、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に区分することにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えています。また、社外取締役を導入し、業務執行機能に対する監督機能を強化しております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

## 1．本対応方針の目的

本対応方針は、上記 . に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社株式買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

## 2．本対応方針の概要

本対応方針においては、特定株主（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等、又は結果として特定株主の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付け等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付け等の方法を問いません。このような買付け等を以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、以下に記載のとおり、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは 遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、当社は、大規模買付行為等の企業価値及び株主の皆様の共同の利益への影響、並びに本対応方針に基づく対抗措置の発動についての当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、下記5.に記載のとおり、独立委員会規則（その概要は別紙2に記載のとおりです。）に従い、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものとしたします。

（注1）特定株主とは、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）又は、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

(注2) 議決権割合とは、

(注1)の に記載の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。)又は、

(注1)の に記載の買付け等を行う者及び当該買付け等を行う者の特別関係者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。

### 3. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値及び株主の皆様との共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為等が開始される、というものです。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

大規模買付者の概要

( )名称及び所在地

( )会社等の目的及び事業の内容

( )大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要

( )設立準拠法

( )代表者の氏名

( )国内連絡先

大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要(大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、及び大規模買付行為等の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注3)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

#### (注3) 重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

## (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後 10 営業日（注 4）以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト（以下「当初提供情報リスト」といいます。）を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、独立委員会の意見を最大限尊重したうえで、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます（当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。）。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下に記載のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（注 5）及び特別関係者を含みます。）の詳細（名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近 3 事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。）

大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）

買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。）

大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容

大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策

当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針

なお、大規模買付行為等の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を情報開示いたします。

(注4) 営業日とは、

行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(注5) 共同保有者とは、

金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の又はの期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。なお、当社取締役会が独立委員会の意見を最大限尊重して、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、その旨を速やかに情報開示いたします。

対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。以下同じとします。)による大規模買付行為等の場合には  
60日間

以外の大規模買付行為等の場合は90日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点においても、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行なわれていないと判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重して、最大30日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとし、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問します。なお、その際に大規模買付者より提供を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後にのみ、大規模買付行為等を開始することができるものとします。

(4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記3.(3)に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記4.(1)又は(2)に記載のからまでのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、当社取締役会に勧告します。なお、独立委員会は、大規模買付者

に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### （５）取締役会の決議

当社取締役会は、上記 3.（４）に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値、株主の皆様のご共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置を発動するか否かについて決定します。当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### ４．大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為等の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為等が以下の要件のいずれかに該当し、一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、下記 4.（３）に記載の新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

##### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為等を当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値及び当社の株主の皆様のご共同の利益を確保・向上させるために必要且つ相当な対抗措置をとることがあります。

##### （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為等に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様のご共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を決議することがあります。

具体的には、次の から までのいずれかに該当する場合には、原則として、大規模買付行為等が当社株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう場合に該当すると考えます。大規模買付行為等が次の から までのいずれかに該当すると認められない場合には、当社は対抗措置を発動いたしません。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。)

大規模買付者の提案する当社の株券等の買付け等の条件(対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行可能性、買付け等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買付け等であると判断される場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊すること等により、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付け等であると判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

その他 から までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### (3) 対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、原則として新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「本新株予約権の概要」に記載のとおりといたします。

### (4) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、又は、発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措

置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保若しくは向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は発動の撤回に関する決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を中止する場合があります（この場合には、下記7.（2）に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するにあたっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとしします。

## 5. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則（その概要は別紙2に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものとしします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等）をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものとしします。独立委員会の当初の委員には、前川秀雅氏、西田吾郎氏及び濱岡宏好氏の合計3名が就任する予定です。その氏名及び略歴は、別紙4「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりであります。

## 6. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

本対応方針の有効期間は、本日から本定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、本定時株主総会において、本対応方針の有効期間の延長の可否に関する議案を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会の終結の時まで延長されるものとしします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとしします。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、上記4.(3)に記載の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であっても、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことから、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に伴って株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は別紙3「本新株予約権の概要」9.に記載の新株予約権の取得条項に基づく取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙3「本新株予約権の概要」8.に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## 8. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。）

更に、本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。なお、当社取締役会が、別紙3「本新株予約権の概要」9.に記載の新株予約権の取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 9. その他

(1) 本対応方針は、本日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

(2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の維持、向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

・ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

### 1. 基本方針の実現に資する取組み(上記 . の取組み)について

上記 . に記載した諸施策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記 . の取組み)について

#### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記 . 2.に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

株主意思を重視するものであること

上記 .6.に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとします。本定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様に議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から 3 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会（平成 23 年の定時株主総会）の終結の時まで 3 年間有効期間が延長されるものとします。もし、当該議案につき株主の皆様のご承認を得られなかった場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記 .6.に記載のとおり、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

独立性の高い社外者の判断を重視していること

上記 .5.に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する 3 名以上の委員から構成されます。実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、上記 4.(2)に記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 6.に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の有効期間の延長の可否に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には平成 23 年 3 月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を廃止又は変更する旨の決議により、いつでも廃止又は変更することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

## 当社の大株主の状況

(平成19年12月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コミュニューチャ	1,770	5.99
八幡 欣也	1,647	5.57
ソルコム社員持株会	1,499	5.07
株式会社広島銀行	1,317	4.45
双栄興業株式会社	1,300	4.39
株式会社三井住友銀行	1,061	3.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,029	3.48
財団法人八幡記念育英奨学会	1,027	3.47
株式会社共立	925	3.12
花本 泰孝	897	3.03
計	12,476	42.20

(注) 当社は平成19年12月31日現在、自己株式を1,867千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.31%)保有しているが、大株主の状況から除外している。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
  - (3) 本対応方針の廃止及び変更
  - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式総数（ただし、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てを行う。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

### 8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、特定大量保有者（注6） 特定大量保有者の共同保有者、 特定大量買付者（注7） 特定大量買付者の特別関係者、若しくは これら から までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、 これら から までに該当する者の関連者（注8）（これらの者を総称して、以下「非適格者」という。）は、本新株

予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。）を定めることができるものとする。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（注 6）特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注 7）特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注 8）ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいう。）をいう。

以上

独立委員会委員の略歴

氏 名 前川 秀雅（まえかわ ひでまさ）  
略 歴 昭和 34 年 8 月 19 日生まれ  
昭和 62 年 4 月 弁護士登録  
新谷法律事務所 入所  
平成 3 年 4 月 新谷・前川法律事務所 パートナー弁護士  
平成 9 年 4 月 広島県医師会 顧問弁護士（現在に至る）  
平成 15 年 4 月 新谷・前川法律事務所 所長（現在に至る）  
平成 16 年 4 月 学校法人安田学園安田女子短期大学非常勤講師（現在に至る）

氏 名 西田 吾郎（にしだ ごろう）  
略 歴 昭和 16 年 11 月 16 日生まれ  
昭和 36 年 6 月 日本電信電話公社（現、日本電信電話株式会社）入社  
平成 3 年 6 月 日本電信電話株式会社 呉支店長  
平成 6 年 2 月 株式会社エヌ・ティ・ティ テレコムエンジニアリング中国 代表取締役社長  
平成12 年 3 月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー中国 代表取締役社長  
平成14 年 5 月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト中国 取締役  
平成15 年 3 月 同 退任  
平成18 年 3 月 当社 補欠監査役（現在に至る）

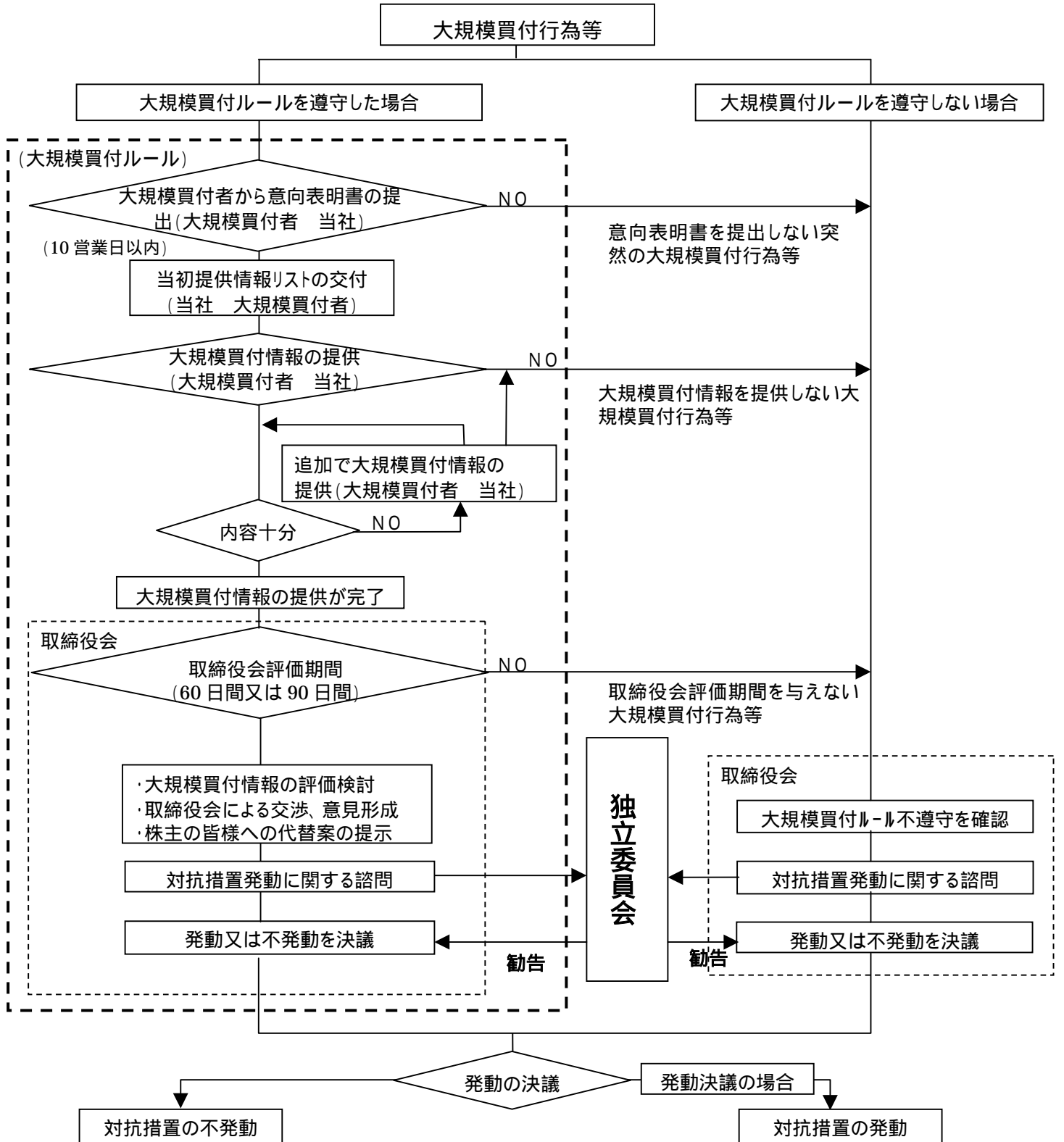
西田吾郎氏は会社法第2 条第16 号に規定されている社外監査役の補欠として選任しております。  
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 瀨岡 宏好（はまおか ひろよし）  
略 歴 昭和 18 年 3 月 8 日生まれ  
昭和 40 年 4 月 株式会社広島銀行 入行  
平成 5 年 6 月 同行 姫路支店長  
平成 7 年 6 月 同行 総務部長  
平成 8 年 6 月 同行 常任監査役  
平成 13 年 3 月 同行 退職  
平成 13 年 3 月 当社 社外監査役（平成20年3月 退任予定）

瀨岡宏好氏は会社法第2条第16 号に規定されている社外監査役であります。  
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以 上

当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（フローチャート図）



上図は本対応方針及び大規模買付ルールの理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したもので、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細は本文をご覧ください。